

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年4月30日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議員向山公人、同金子ゆかり、同西沢正隆、同柳田清二、及び同竹内久幸の5名が、平成13年5月13日から同17日までの5日間、タイ王国で行った「東南アジア経済事情地方行政視察」は、旅費として合計100万円（公費の支出限度は1人20万円）の公金を知事、支出手続担当者らをして支出させた。

本件視察は、「バンコック進出企業の視察」を調査目的としたものであるが、実際には、視察は1日間のみしかおこなわれず、残りは、「バンコック郊外視察」「バンコック市内視察」「アユタヤ視察」という名目で、水上マーケット、エメラルド寺院、アユタヤ遺跡、バンパイン遺跡などの観光に終始している。

本件視察は、その直後の同年5月27日から6日間の日程で行われたタイ王国及びカンボジア王国、並びに同年6月10日から5日間の日程で行われたタイ王国の、各「東南アジア経済事情地方行政視察」とともに、視察制度（「海外視察・奇数期」）、視察対象国、視察期間、視察内容・目的などからすると、極めて類似した「視察」内容であり、公務性がないといえるものである。

このように、観光に終始した公務性のない「視察」に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記5名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅費全額を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年4月30日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年5月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成13年5月13日から5月17日までの間に実施された県議会議員（以下「議員」という。）の東南アジア経済事情地方行政視察（以下「本件視察」という。）に係る旅費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察を行った議員に対して、報告書に関し補足する点等を文書により照会するとともに、向山公人議員及び西沢正隆議員から聞き取りを行った。

また、本件視察の旅行業務を扱った旅行代理店に対して、文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及

び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等に基づいており、本件視察は定められた手続に従い、次のとおり実施されていることが確認された。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

- ア 議員による海外視察の計画策定
- イ 議長への海外行政視察実施計画書の提出
- ウ 議会運営委員会への協議
- エ 海外視察の実施
- オ 議長への報告書の提出

(2) 本件視察の概要について

本件視察は、議員当選回数が奇数期の議員を対象とした「東南アジア地域における海外渡航」の制度により実施されたもので、視察を行った議員及び海外行政視察実施計画書に記載されている視察期間等は次のとおりである。また、視察の概要については別紙のとおりである。

- ア 視察議員 向山公人、竹内久幸、金子ゆかり、柳田清二、西沢正隆各議員
- イ 視察期間 平成13年5月13日～5月17日
- ウ 視察先国 タイ王国
- エ 調査目的 東南アジア経済事情地方行政視察
- オ 調査項目 バンコック進出企業の視察

(3) 本件視察に係る旅費の支出状況

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めることとされており、本件視察については、議員一人当たり200,000円、総額で1,000,000円の旅費が支給されている。

これらの旅費に係る会計処理については、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」(昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨)とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず(法第2条)、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており(地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条)、このような法の趣旨を踏まえ、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、観光に終始した公務性のない視察に対して公金を支出することは、違法不当であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るための事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的に見てその妥当性を評価すべきものとする。

本件視察については、海外行政視察実施計画書によると、調査目的は東南アジア経済事情地方行政視察となっている。視察報告書並びに関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料によると、本件視察においては、アジア通貨危機後、経済の回復過程にあるタイ経済の状況に関して調査が行われている。JETROバンコックセンターでは、所長からタイの経済概況や日系企業が果たしている役割等について説明を受けるとともに、意見交換を行っている。また、本県から進出した企業の工場やオフィスを訪問し、進出時の状況や企業の現況を調査するとともに、バンコック長野県人会の会長や役員など、タイにおいて活躍する本県の関係者と懇談し交流を深めている。

また、本県と同様に都心を離れた観光地における観光産業の振興に関して視察が行われている。バンコック郊外の水上マーケットを訪れ、生活に密着した運河を利用し、市場と観光を結びつけた状況を視察している。国を代表する観光地であるエメラルド寺院では、観光施設の警備の状況や周辺の土産物店などの状況を視察している。世界遺産であるアユタヤ遺跡では、本県における世界遺産の登録に向けた動

きを踏まえ、まちづくりや景観など遺跡や周辺の状況を視察している。このほか、バンコック市内や郊外の観光地、観光施設を訪問し、地域資源を生かした観光地の状況を視察している。

さらに、バンコック市内において、いわゆるスラムが抱える教育、健康、社会福祉等の多岐にわたる問題の解決に取り組んでいるドゥアン・プラティープ財団を訪問し、財団の活動状況について説明を受けるとともに、聴覚障害児の教育現場やスラム街の現状を視察している。

このように、本件視察は、本県における行政課題に関連してタイの経済や社会状況等について視察するために計画され、実施されたものであることが認められる。視察日程を見ると、本県から進出した企業等の訪問調査のほかに、世界的な遺跡や寺院等の見聞による調査が主体となっている視察箇所も少なくないが、関係人から視察の状況を確認したところ、これらの視察箇所においても、参加した議員が統一的な行動をしており、視察目的に沿ってそれぞれの議員が政策判断に資するための視点から視察を行っているものと認められる。また、議員自身が実際に様々な見聞をすることにより、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、本件視察について全体的に見ると、公務性が一概に否定されるものではなく、本件視察を不当とまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(別記)

請求人

住	所	氏	名
長野市居町72番地 1		清	水 由紀子
長野市大字檀田26番地 3		岩	田 弘 子
飯山市大字飯山1973番地15		関	口 聖 一
長野市大字小柴見142番地の54		宮	尾 敬 子
上田市大字上田原1237番地34		堀之内	優 子
長野市稲里町中氷鉋953番地 7		久保田	倫 子
須坂市大字須坂1479番地		堀	内 旬 子
長野市中越 2 丁目15番 8 号		出	口 公 宣
埴科郡坂城町大字南条808番地の 2		山	崎 陸 人
長野市大字南長池917番地		森	山 昌 子
上高井郡小布施町大字飯田154番地 6		小	林 見 法
長野市川中島町四ツ屋1406番地 1		塚	田 美知江
上水内郡牟礼村大字豊野1429番地120		田	中 雅 雄
長野市上松 3 丁目39番14号		江	原 米 子
長野市上松 3 丁目 5 番19 - 9 号		中	谷 仁 美
長野市大字稲田716番地の14		田	中 静 身
中野市大字岩船296番地 1		田	中 孝
長野市大字富竹872番地		近	藤 正
長野市篠ノ井布施高田26番地 7		三	井 多美子
長野市川中島町今里868番地54		山	崎 和 代
上田市中央北 1 丁目 1 番 9 号		高	村 裕
長野市篠ノ井岡田2985番地		宮	沢 久
木曽郡檜川村大字贄川1582番地		小	澤 彰 一
上高井郡小布施町大字小布施854番地39		倉	科 浩 彰
長野市大字安茂里1150番地 4		山	口 貞 子
長野市皆神台169番地		清	水 弘 子
長野市川中島町今里1547番地		山	崎 千鶴子
長野市大字北長池350番地		舟	田 弘 子
長野市大字若槻団地 1 番地93		田	嶋 季 晴
長野市大字南堀26番地の20		山	岸 堅 磐

長野市合戦場 2 丁目51番地	赤 羽 豊 喜
長野市篠ノ井布施五明 1 番地23	永 原 征 夫
須坂市明德12番地の 3	前 島 章 良
長野市宮沖185番地	傳 田 紀 昭
長野市吉田 4 丁目25番46号	藤 沢 薫
長野市大字西尾張部517番地	井 上 淑 子
長野市三輪 2 丁目34番11号	竹 内 哲 雄
長野市大字南長野西後町625番地の 6	竹 村 利 幸
長野市青木島町綱島109番地15	坂 口 幸 隆
長野市桐原 2 丁目13番21号	宮 澤 国 夫
長野市大字稲葉2748番地 7	近 藤 けさ子
長野市若穂保科2865番地24	若 林 律 子
更埴市大字森2590番地12	中 村 宏 美
長野市大字東和田749番地 6	今 井 和 子
長野市大字富竹545番地 3	小 林 美喜江

(別紙) 東南アジア経済事情地方行政視察の概要

年 度	平成13年度	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察							
主 催	長野県議会									
旅行期間	平成13年5月13日(日)～5月17日(木) 5日間	渡航先	タイ王国							
議員氏名	向山公人、竹内久幸、金子ゆかり、柳田清二、西沢正隆									
随行者等	随行なし									
実施計画書の内容	1 視察期間	平成13年5月13日～5月17日(5日間)								
	2 視察先国	タイ王国								
	3 調査目的	東南アジア経済事情地方行政視察								
	4 調査項目	バンコック進出企業の視察								
議会運営委員会への協議	平成13年3月23日									
旅行前の経過										
視察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容					
		5/12(土)	成田泊							
	1	13(日)	成田発 バンコック着	11:00 15:30	航空機					
	2	14(月)	バンコック		専用車	JETROバンコックセンター訪問 ドゥアン・プラティープ財団訪問 (株)キッツ現地工場視察 バンコック長野県人会との懇談				
	3	15(火)	バンコック		専用車	バンコック郊外視察 ・水上マーケット ・ナコンパトム バンコック市内視察 ・エメラルド寺院 ・暁の寺院				
	4	16(水)	バンコック発 アユタヤ着 アユタヤ発 バンコック着		専用車 船	アユタヤ遺跡視察 バンパイン遺跡視察 煙火店社長との懇談				
5	17(木)	バンコック発 成田着	10:50 19:00	航空機						
旅行命令	起票年月日	平成13年4月26日								
支 出 額 (円)	旅 費	氏 名		向山公人	竹内久幸	金子ゆかり	柳田清二	西沢正隆	計	
		支 給 額		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,000,000	
		(参考)	国内旅行分	運賃	25,020	25,260	21,320	18,551	24,620	
				日当	3,000	-	-	-	-	
				宿泊料	13,300	-	-	-	-	
				外国旅行分	航空賃	182,000	182,000	182,000	182,000	182,000
現地交通費	16,900			16,900	16,900	16,900	16,900			
算 定 額	外国旅行分	日当	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000			
		宿泊料	68,800	68,800	68,800	68,800	68,800			
		支度料	43,120	43,120	43,120	43,120	43,120			
		雑費(空港税等)	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540			
計		383,680	367,620	363,680	360,911	366,980				

(注) 視察日程中の現地時間は、出発前の予定時間である。